

# 次世代起業家育成共創プロジェクト業務 公募型プロポーザル方式実施要項

## 1 対象事業の目的

本市では、地方創生総合戦略の柱に「起業家の集まるまちづくり」を掲げ、地域や民間の取組への積極的な支援、地域内における起業・挑戦を支援する機運の醸成や受入体制作りを進めてきました。

こうした中、昨今、社会を取り巻く環境が多種多様に変化するなか、本市においては、令和6年度より「守山を実証実験のフィールドに」をキーワードに、地域・社会課題解決などにつながる実証実験を支援し官民連携のまちづくりを推進することが求められています。

本業務では、本市の将来を担う若い世代への起業家教育や中高生・大学生および地域や企業との交流によるワークショップ等の連携機会創出を通して、本市で起業する人材や本市を軸に新たな価値を創造できる人材の育成・発掘を目的に実施するものです。

## 2 業務名

次世代起業家育成共創プロジェクト業務

## 3 業務場所

守山市役所ほか

## 4 業務内容

別紙「次世代起業家育成共創プロジェクト業務 特記仕様書」のとおり

## 5 見積上限価格

金 1,800,000 円（消費税および地方消費税を除く。）

## 6 履行期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

## 7 プロポーザル方式の採用の具体的な理由

本業務においては、従来行ってきた創業セミナー、イベントの開催だけではなく、将来守山市で起業を考える人材の育成に向けた中高生、大学生を対象としたプログラム実施、「起業家の集まるまち守山」のイメージ作りと市内外への情報の発信、さらに柔軟な対応と企画力・実行力が求められ、入札での価格競争にそぐわないこと

から公募型プロポーザル方式を採用するものです。

## 8 プロポーザル方式の種別

公募型プロポーザル方式

## 9 事業の全体スケジュールおよび受注者決定までの事務手順

- |               |              |
|---------------|--------------|
| ・実施要項発表       | 令和6年4月24日（水） |
| ・質問締切         | 5月1日（水）      |
| ・質問回答         | 5月10日（金）     |
| ・提案書提出期限（必着）  | 令和6年5月24日（金） |
| ・審査（予定）       | 5月29日（水）     |
| ・最終審査結果通知（予定） | 5月31日（金）     |

## 10 公募条件、応募期間、募集方法

別紙「次世代起業家育成共創プロジェクト業務特記仕様書の実施にかかる公告」および「公募型プロポーザル方式提案業者募集要項」のとおり

## 11 プロポーザル方式等の実施概要

提出された提案書、提出書類をもとに審査を行う。募集要項に基づき、期限内に提出された書類（申込書や提案書等指定した書類）の要件を審査し、要件を満たした者に対し提案書にもとづき審査する。なお、審査結果については、令和6年5月31日以降に審査結果を通知する。

## 12 提案書作成要領

### (1) プロポーザル提案内容について

業務を遂行するにあたり、以下について提案すること。

#### ア 実施方針

特記仕様書を踏まえた上で、本業務の実施方針や全体的なコンセプトなどについて、提案者の考え方を簡潔かつわかりやすく記載すること。

#### イ 現状と課題について

中高生や大学生を取り巻く「起業家教育」の現状、また今回の実施事業の舞台となる本市の起業支援の取組の状況、地域課題等について分析し、簡潔に課題、対応策をまとめること。

#### ウ 企画内容について

仕様書にもとづき、以下実施する事業について簡潔に企画概要をまとめること。

(ア)実施事業の主たるテーマ設定、スケジュール

(イ)参加者募集の方針や参加者のフォローに向けた支援体制整備

(ウ)学生、地域、企業との交流や連携に対する方針

(エ)ワークショップ、プログラムの振り返り会議の実施手法

エ その他提案事項（特筆すべき本市にとって有益な提案事項など）

仕様書に定めていない事項、あるいは次年度以降に本市の進める起業家の集まるまちの政策推進にとって、特筆すべき有益な提案事項がある場合には記載すること。なお、万が一追加費用が必要とされるものは、予算面についても提案すること。

オ 提案内容への注意事項

(ア) 提案内容が抽象的で内容を理解できないものでないこと。

(イ) 提案内容が曖昧で実現性および効果を確認できないものでないこと。

(ウ) なお、採点項目については、後述に記載している。同内容を踏まえつつ、上記ア、イ、ウ、エ、オの内容は、提案書において各項目が個別に見やすく、わかりやすく説明するよう配慮すること。

(2) 提案書の様式および部数 各4部

次の書類は指定部数を紙で提出すること。また、②、③、④、⑤、⑥、⑦については電子データ（CD-Rもしくはメール提出可）でも提出すること。

① 提案書鑑（提案様式1）

② 提案者（会社）概要書等（提案様式2）

③ 提案者実績（提案様式3）

④ 提案者実施体制（提案様式4）

⑤ 提案書（任意様式）

⑥ 業務工程表（提案様式5もしくは任意様式でも可）

⑦ 見積書（提案様式6）

(3) 提出方法

提出場所へ持参・もしくは郵送（期限内に必着とし、消印有効ではない）とする。なお、提出した書類は、差し替えおよび再提出は認めない。

(4) 提出期限

令和6年5月24日（金）正午まで

(5) 提出場所

守山市 都市経済部 企業連携室

(6) 記入上の注意

- ・ 特記仕様書等を熟読のこと。
- ・ 提出期限に遅れたものは失格とする。
- ・ 提出書類に虚偽が認められたものは失格とする。

### 13 質疑応答

本プロポーザルに関連して疑義のある方は、質問書（提案様式7）にて、令和6年5月1日（水）午後5時までに上記12(5)提出場所宛に提出すること。提出方法は、電子メールまたは郵送等（当日消印有効）によるものとする（提出された場合には、受信確認の連絡をすること）。電話および口頭による受付は不可とする。

質問書の内容およびそれに対する回答は上記12(5)提出場所の窓口および市のホームページで5月10日（金）を目途に掲載する。

### 14 プロポーザル審査の実施および結果通知

#### (1) 審査

本プロポーザルに参加を希望する者から提出された前記12(2)の提出書類をもとに、書類審査により業者を決定し、令和6年5月31日以降に審査結果を通知する。提案書内容等について、審査の過程で記載された内容に確認、質問事項等があった場合については、個別に本市から提案者に確認することとする。

#### (2) 審査員構成

プロポーザルの審査は、本市担当部職員から3人の審査員が行う。

#### (3) 審査項目

- ア 募集要項に関する要件審査（同種・類似の業務実績は件数、内容を評価）
- イ 実施体制や実施工程（スケジュール）の妥当性、実現性
- ウ 本業務への理解度（実施方針、現状と課題分析含む）
- エ 守山市をハブとする多世代の学生交流企画の内容および実施方針の具体性・期待度
- オ 募集・受付・事業実施までの一貫性ある事業展開に向けた受注者の関与度、参加者・講師調整、参加者フォロー体制構築の実現性
- カ 事業を通じた、学生のみならず、地域、起業家、企業など、市内外に対する「起業家の集まるまち」のイメージ発信に対する期待度
- キ 本市にとって有益な追加提案事項の実現性、期待度
- ク 提案書から感じられる意欲・積極性、また本市にとって有益な追加提案事項などへの事業者に対する期待度
- ケ 見積金額の妥当性

#### (4) 選定

- ア 審査委員において、提案書内容を総合的に審査および評価を行い、最高得点者を本業務の受注候補者として選定する。
- イ 最高得点の者が複数となった場合は、価格により順位を決定する。
- ウ なお、最優秀得点者であっても、審査員の合計得点が満点に対し6割に満た

ない場合は該当者なしとする。

(6) 最終審査結果の通知

令和6年5月31日（金）以降に本審査の対象者すべてに審査結果の通知文を送る。

**15 失格条項等**

プロポーザルの参加者が次の事項のいずれかに該当した場合には、審査会において審査し、その参加者を失格とする。

(1) 提案書の提出書類の提出方法、提出先に適合しない場合。

(2) 提案書の提出書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合。

(3) 提案書の提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。

(4) 本提案依頼書に定められた方法以外の手法により、市の職員にプロポーザルに対する援助を直接、間接に求めた場合。

(5) 本提案書の内容に違反または逸脱した場合。

**16 審査結果に対する苦情申立てについて**

審査結果について不服がある場合、審査結果の通知があった日から7日（守山市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第1条に規定する市の休日を除く。）以内に、市長に対して文書により苦情の申立てを行うことができる。

この申立てをする場合、守山市都市経済部商工観光課までその旨を記載した苦情申立書（提案様式8）にて提出すること。

**17 提案書等の取り扱い**

(1) 提案書等の内容に関する著作権は、作成者に帰属することとする。ただし、守山市は、採択した提案書の内容を無償で使用できるものとする。また、応募された提案書等は返却しない。

(2) 本件に関して公文書公開請求があった場合は、守山市情報公開条例（平成11年条例第21号）に基づき、採択された事業者名および採択事業者の成果物は公開する場がある。

**18 提案に係る費用の負担に関する事項**

(1) 提案書の作成、提出、企画書審査およびその他の提案に係る一切の費用は、すべて提案者の負担とします。

(2) 提出された資料は、返却しない。

**19 問い合わせ先**

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

守山市 都市経済部 企業連携室 担当：杉本（悠）

電話 077-582-1165

FAX 077-582-6947

E-mail [kigyorenkei@city.moriyama.lg.jp](mailto:kigyorenkei@city.moriyama.lg.jp)